



ひとひと
男と女で夢のある未来を築く

「白石市男女共同参画社会推進条例」が

6月21日に制定・施行されました

▲平成13年度「男女共同参画社会づくりに関する写真コンクール」
菅野 眞彦 さん
審査員特別賞「みんな ともだち」

男女共同参画社会づくりを本格的に進めるための法的根拠として、
条例が制定施行されました。

この条例のポイントは次のとおりです。

- ① 男女平等の実現だけではなく、一人ひとりの尊厳が守られる社会の実現。さらには、女性の社会参画や男性の家庭参画の下に、男女が共同で夢のある社会の実現を目指します。
- ② あらゆる場での性別による差別的取扱いとセクシャルハラスメント行為・ストーーカー行為・暴力行為の禁止。また、その相談と緊急一時保護を行います。
- ③ あらゆる分野での社会活動について、男女間に参画する機会の格差が生じないよう各審議会の委員に、さらに女性の登用を促します。

